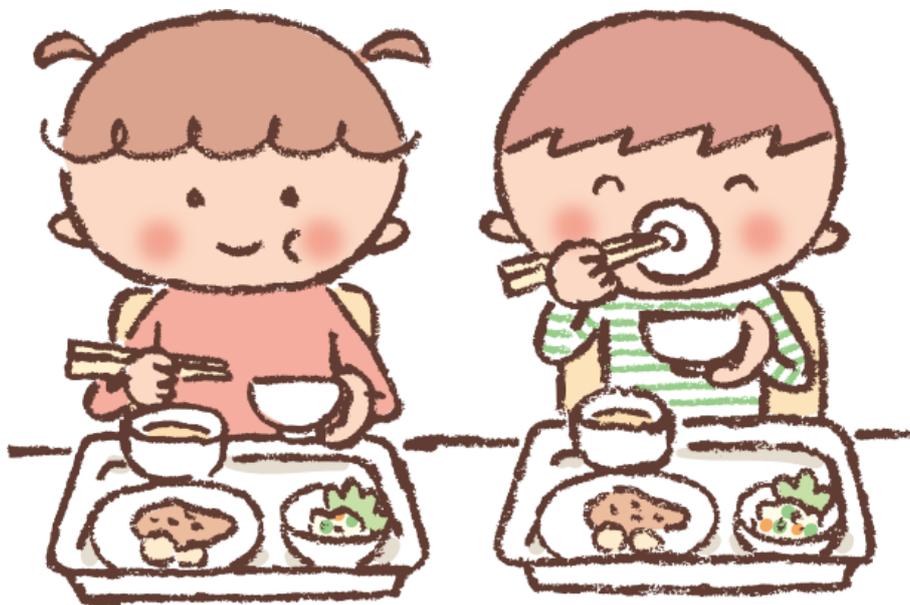


令和7・8年度

銚子市公立保育所物品供給指名参加資格審査申請書提出要領



銚子市公立保育所

目 次

1.	趣旨	2
2.	取扱食材区分	2
3.	登録条件	3
4.	申請に必要な書類	4
5.	申請書類の受付	6
6.	登録・決定の手続き等	6
7.	登録有効期間	6
8.	配送場所	6
9.	取扱食材区分ごとの納入・規格基準	7
10.	衛生管理の徹底及び衛生検査に係る報告	10
11.	参加資格の停止	11
12.	申請者情報の取扱い	11
13.	登録取消	11
14.	様式1 申請書	12
15.	様式2 物品納入経歴書	13
16.	様式3 市税納税確認承諾書	14
17.	様式4 使用印鑑届	15
18.	様式5 組合員名簿	16
19.	様式6 委任状	17
20.	様式7 同意書	18
21.	様式8 誓約書	19

1 趣旨

この提出要領は、物品供給指名参加資格適格者名簿に登載するために、必要な事項を定めるものである。

2 取扱食材区分

取扱食材区分		代表的な商品例	業者選定方法等
①	米	精白米、もち米等	納入業者は、品目ごとに月1回見積徴取を行って決定する。
②	肉類	豚肉、鶏肉、牛肉、ハム、ソーセージ、加工肉、春巻き皮、ぎょうざ皮、冷凍コロッケ等	
③	魚介類	鮮魚切り身、貝類等	
④	野菜・果物・鶏卵	にんじん、たまねぎ、じゃがいも、小松菜、ほうれん草、キャベツ、大根、もやし、きゅうり、トマト、レタス、しめじ、りんご、バナナ、みかん、鶏卵等	過去の納入実績、品質・鮮度・価格等を勘案し納入組合を選定する。 品目によっては随時見積徴取を行って決定する。
⑤	豆腐	豆腐、油揚げ、生揚げ、おから等	納入業者は、品目ごとに年4回見積徴取を行って決定する。 ただし、大幅な価格変動があった場合は、その都度見直しをすることができる。
⑥	乳飲料他	牛乳、ヨーグルト、ジュース、ゼリー等	
⑦	麺	乾うどん、乾中華麺、蒸し中華麺等	
⑧	パン他	食パン、ロールパン、菓子パン、ジャム等	
⑨	調味料	食塩、砂糖、しょうゆ、酢、料理酒、みりん、コンソメ、マヨネーズ、ドレッシング、ケチャップ、カレールウ、サラダ油、大豆白絞油等	
⑩	乾物	干し椎茸、春雨、豆類、切干大根、乾燥ひじき、小麦粉、パン粉、片栗粉、マカロニ、スパゲティ、ふりかけ、寒天、板のり、スキムミルク等	
⑪	缶詰	もも缶、みかん缶、パイン缶、コーン缶、ツナ缶、たけのこ缶等	
⑫	冷凍食品	魚素材、えび素材、貝素材、シーフードミックス、野菜素材、軽食、デザート、アイスクリーム等	

取扱食材区分		代表的な商品例	業者選定方法等
⑬	日配食品他	水産練り製品、塩蔵わかめ、納豆、しらす、こんにゃく、バター、チーズ、福神漬け、ペットボトル麦茶	納入業者は、品目ごとに年4回見積徴取を行って決定する。ただし、大幅な価格変動があった場合は、その都度見直しをすることができる。
⑭	菓子他	せんべい、ビスケット、クッキー、スナック菓子、シリアル等	
⑮	乳児用食品	粉ミルク、フォローアップミルク、離乳食用果汁、離乳食用粉末だし、離乳食用菓子等	

※ 本登録は、銚子市の公立保育所の給食賄材料を納入する資格を得るための行為であり登録することによって、給食賄材料の発注を確約するものではありません。

※ 表中の「業者選定方法等」をご理解・ご了承のうえ、登録をお願いします

3 登録条件

- (1) 公立保育所の給食が児童の健全な発育及び食育に果たす役割を認識し、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 引き続いて2年以上の事業実績があること。
- (3) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (4) 納税義務が履行されていること。
- (5) 品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されていると共に、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (6) 製造品や加工調理品の給食物資を納入する事業者については、製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査が年に1回以上行われ、必要に応じて結果報告が提出できること。
- (7) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両等の設備を有していること。
- (8) 仕入れ及び製造加工能力等が有り、保育所給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。
- (9) 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (10) 緊急の納入等にも対応が可能なこと。
- (11) 製造業者や食品加工業者は食品細菌検査が行われ、必要に応じて結果報告が提出できること。
- (12) 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。

4 申請に必要な書類

	銚子市内に本店または事業施設を有する個人・法人等				銚子市外に本店または事業施設を有する個人・法人等			
	食品衛生法許可 要		食品衛生法許可不要		食品衛生法許可 要		食品衛生法許可不要	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
申請書 様式第1号★	○	○	○	○	○	○	○	○
物品納入経歴書 様式第2号★	○	○	○	○	○	○	○	○
市税納税 確認承諾書 様式第3号★	○	○	○	○	○	○	○	○
事業主の印鑑 証明書	○		○		○		○	
法人代表者の 印鑑証明書		○		○		○		○
食品営業許可証 (写)	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○
食品衛生監視票	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○
使用印鑑届 様式第4号★	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○
組合員名簿 様式第5号★	該当する場合のみ提出して下さい。							
委任状 様式第6号	※4代理人の専任が必要な場合のみ提出して下さい。							
同意書 様式第7号	○	○	○	○	○	○	○	○
誓約書 様式第8号	○	○	○	○	○	○	○	○
法人税及び消費 税及び地方消費 税納税証明書	※5○	※5○	※5○	※5○	※5○	※5○	※5○	※5○

	銚子市内に本店または事業施設を有する個人・法人等				銚子市外に本店または事業施設を有する個人・法人等			
	食品衛生法許可 要		食品衛生法許可不要		食品衛生法許可 要		食品衛生法許可不要	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
法人等設置報告書控えの写し (新設業者のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書		○		○		○		○
身分証明書	○		○		○		○	
身分証明書及び 後見登記事項証明書					○		○	
財務諸表	※6○	※6○	※6○	※6○	※6○	※6○	※6○	※6○
代理店証明書	※7○	※7○	※7○	※7○	※7○	※7○	※7○	※7○

※ ★印の書類は、本要領にて定める別添様式集（様式1～7）を使用のこと

※1 食品営業許可証（写）：納入予定食材に係るすべての許可証を提出すること。

※2 食品衛生監視票：海匝保健所の管轄区域内でのみ事業を行っている場合は提出不用。

※3 使用印鑑届は、実印以外の印鑑を見積、納品、契約の締結、代金の請求及び受領等に用いる場合のみ提出。

※4 委任状は、代表者本人が代表者本人の氏名・印で契約等を行う場合提出不要

※5 納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出のこと。

※6 財務諸表 法人：申請日直前決算1か年の営業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書(損失処理計算書)を提出すること。

個人：前年分所得税確定申告書(税務署の受理印のあるもの。及び申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写しを提出すること。

※7 その他 酒税法に基づく一般酒類小売業免許の写し等、適法に事業を行っていることを確認できる書類の提出を別途お願いする場合があります。

5 申請書類の受付

受付期間	令和7年2月12日～令和7年3月10日(土・日・祝日を除く。)
受付時間	午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く。)
受付場所	銚子市第二保育所(〒288-0064 銚子市後飯町6-20 電話0479-22-1559)

※「銚子市公立保育所用物品供給指名参加資格審査申請書」に「4、申請に必要な書類」を添えて提出して下さい。申請は持参のみとし、郵送での申請は受け付けません。

※随時・追加申請は別に定めるものとします。

6 登録・決定の手続き等

手続き	内 容
(1)申請から登録まで	受付後、申請書類の内容等を確認し、不明な点があった場合は、担当者等に連絡する。
(2)名簿登録	資格審査の結果、指名参加資格を有すると認められた者については、令和7・8年度保育所物品供給指名参加資格適格者名簿に登録するものとする。
(3)資格審査結果	資格審査の結果、指名参加資格を有しないと認められた者に限り、令和7年4月30日までに文書により通知する。
(4)登録内容の変更	申請後、商号・代表者名・所在地等登録内容に変更が生じた時は、直ちに「物品供給指名参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更を証する書類を添えて提出するものとする。

7 登録有効期間

令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間とする。

8 配送場所

銚子市第二保育所	銚子市後飯町6番地の20	☎22-1559
銚子市第四保育所	銚子市唐子町8番地の13	☎22-2107

9 取扱食材区分ごとの納入・規格基準

(1) 米

【納入基準】

- ① 出庫時には必ず品質の確認をすること（品種・産年・精米年月日、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。
- ② 納入の際は保育所の指定日、指定時間を守り、清潔な服装で配送すること。また、調理室に立ち入らないこと。
- ③ 確実に検収を受けること。
- ④ 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じること。
- ⑤ 天変地異により米穀の調達に支障が生じた場合には、すみやかにその旨を第二保育所に報告するとともに、保育所給食米として必要な量を確保すること。

【規格基準】

- ① 品種は、千葉県産で、農産物検査法による証明を受けた単一原料米「コシヒカリ」とする。
- ② 新米又は当該米穀年度に生産された米であること。
- ③ 包装に「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示がなされていること。
- ④ 良質な製品を製造するための施設設備が整備され、衛生状態が優良なとう精工場で精米した米であること。
- ⑤ 異物混入がないこと
- ⑥ うるち精米及びもち米精米の品質は、米穀公正取引推進協議会の「米穀の品質表示ガイドライン」に定める「精米の品位基準」に従うこと。

(2) 取扱食材区分の②～⑯全区分共通

- ① 出庫時には必ず品質の確認をすること（賞味期間、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。
- ② 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意すること。
- ③ 配送に使用する車は清潔で、運行中に塵埃汚染されない設備があること。
- ④ 商品は清潔で、かつ液漏れ等のない容器で納入すること
- ⑤ 賄材料納入の際には、納入日・納入時間を守り、清潔な服装で配送すること。また、調理室に立ち入らないこと。
- ⑥ 確実に検収を受けること。
- ⑦ 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じること。

(3) 肉類

- ① 新鮮で、かつ安全な食材を十分吟味して納入すること。
- ② 産地が明示できること。
- ③ 加工施設、加工機械器具類は加工直前に洗浄、消毒を行い、材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること。
- ④ 加工は前日または当日とし、製造後はすみやかに、かつ十分に冷却したものを納入すること。出荷までは10℃以下で保存すること。ただし冷凍品については-15℃以下で保存すること。
- ⑤ 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時の品温は10℃以下であること。ただし冷凍品については-15℃以下であること。

(4) 魚介類

- ① 新鮮で、かつ安全な食材を十分吟味して納入すること。
- ② 産地が明示できること。
- ③ 加工施設及び材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること。
- ④ 出荷までは5℃以下で保存すること。ただし冷凍品については-15℃以下で保存すること。
- ⑤ 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時の品温は5℃以下であること。ただし冷凍品については-15℃以下であること。

(5) 野菜・果物・鶏卵

- ① 新鮮で、かつ安全な食材を十分に吟味して納入すること。
- ② 果物については食べ頃を見極めて納品すること。
- ③ 産地が明示できること。
- ④ 鶏卵については衛生管理の行き届いた冷蔵設備において10℃以下で保管し、先入れ先出しとすること。
- ⑤ 鶏卵の品質規格

品名	品質規格
鶏卵	1 卵の表面に光沢がなく、ざらざらして、鮮度がよく、変色していないものであること 2 鶏卵規格に合致し、破損不潔品のないものであること 3 完全に洗浄されたものであること 4 消費期限等の表示をすること

(6) 豆腐

- ① 製造は前日または当日とし、製造後はすみやかに、かつ十分冷却したものを納入すること。出荷までは10℃以下で保存すること。
- ② 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時の品温が10℃以下であること。
- ③ 品質規格は下記のとおりであること。

品名	品質規格
豆腐	1 破損のないものであること 2 適度な硬さと弾力があること 3 絹・木綿豆腐とも1丁350g以上であること
焼き豆腐	1 豆腐1～3に準ずること 2 表、裏とも等分に焼いたものであること
生揚げ	1 破損のないものであること 2 良質植物油を使用し、油切れのよいものであること 3 揚げ色がきつね色で、きれいに揚がっているものであること 4 1枚約250gであること
油揚げ	1 生揚げ1～3に準ずること 2 1枚約20gで、形が均一のものであること

(7) 乳飲料他

- ① 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時、要冷蔵の品温は10℃以下であること。ただし冷凍品については-15℃以下であること。

(8) 麺

- ① 蒸し中華麺は製造後すみやかに、かつ十分冷却されたものを納入すること。出荷までは10℃以下で保存すること。検収時の品温が10℃以下であること。

品名	品質規格
蒸し中華麺・乾麺	1 淡黄色で、特有の香味、色沢を有すること 2 変質、変色がなく、こしのあるものであること 3 異味、異臭、きょう雑物の混入がないこと 4 防腐剤、漂白剤を使用しないものであること

(9) パン他

- ① 全区分共通に同じ

(10) 調味料

- ① 全区分共通に同じ

(11) 乾物

- ① 全区分共通に同じ

(12) 缶詰

- ① 全区分共通に同じ
- ② 製造後12か月以内のものとする。

(13) 冷凍食品

- ① 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時、冷凍品については -15°C 以下であること。
- ② 製造後3か月以内のものとする。

(14) 日配食品他

- ① 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時、要冷蔵の品温は 10°C 以下であること。

(15) 菓子他

- ① 全区分共通に同じ

(16) 乳児用食品

- ① 全区分共通に同じ

10 衛生管理の徹底及び衛生検査に係る報告

保育所給食賄材納入業者としての登載を希望する事業者は、厚生労働省が認める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理を徹底のこと。また、保育所から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出のこと。

1 1 参加資格の停止

- (1) 参加資格者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。
- ① 不渡手形又は不渡小切手を出した場合、当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- (2) 前項の規定により参加資格の停止を行ったときは、市長はその旨を当該参加資格者に理由を付して通知するものとする。

1 2 申請者情報の取扱

申請者に関する情報については、銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号。以下「条例」という。）第9条の規定により、市の事務等から暴力団員等（条例第2条第3号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団（条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類の提出を求めることがある。

1 3 登録取消

食材の仕入れから製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていない場合や、複数回にわたって理由なく定時配送を行わない場合、著しく品質の劣る食材を納入した場合、必要な検査や報告を行わない場合、登載要件を満たさなくなった場合等、銚子市の保育所賄材料納入業者として適格性を有しないと判断された場合は、賄材料納入業者としての登載を取り消す場合がある。

銚子市公立保育所用物品供給指名参加資格審査申請書

令和 年 月 日

銚子市長 越川 信一様

〒
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名



銚子市公立保育所用物品供給に係る見積りに参加する資格の審査を申請します。

フリガナ		組織	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 財団法人(公益・一般) <input type="checkbox"/> 社団法人(公益・一般) <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> その他()	
商号・名称		形態		
本社所在地	〒	銚子市競争入札参加資格	<input type="checkbox"/> 名簿登載済 <input type="checkbox"/> 名簿登載予定	
		代表者の職名 <small>※法人の場合記入</small>		
フリガナ		フリガナ		
代表者職氏名		担当氏名		
代表電話	()	担当携帯	()	
市内事業所の名称※1		市内事業所の所在地	〒	
事業所電話	()	事業所FAX	()	

※1 本社以外に市内事業所がある場合は、名称・所在地等を記入のこと

希望する業種及び営業品目等

業 種	営 業 品 目 (具体的に記入すること。)

市税納税確認承諾書

令和 年 月 日

銚子市長 越川信一 様

入札参加資格審査申請の審査を受けるにあたり、また、有資格業者名簿に登載された場合はその登載期間中、貴市が必要と認める都度、市税の納税状況について市税担当課において調査した結果を担当課が確認することを承諾します。

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

以下は市の事務処理欄のため記入しないこと

該当する番号に○を付す。

- 1 滞納なし
- 2 滞納あり
- 3 滞納あり（適宜分割して納付すること又は納入すべき期限について協議し、市長の了解を得ている）

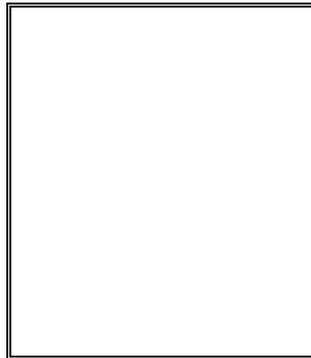
上記2又は3に該当する場合の状況（税の種類及びその状況等）

市内事業所設立 有（T S H R 年 月 日設立） 無

法人市民税課税額（直前決算分）R 年 月 日決算 円

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑を、見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

実印

組 合 員 名 簿

令和 年 月 日現在

組合の名称 _____

役職名	店舗名・氏名	店舗所在地・居住地	電話番号
		(店)	
		(住)	
		(店)	
		(住)	
		(店)	
		(住)	
		(店)	
		(住)	
		(店)	
		(住)	
		(店)	
		(住)	
		(店)	
		(住)	

委 任 状

令和 年 月 日

銚子市長 越川信一様

所在地又は住所

委任者 商号又は名称

代表者氏名

実印

所在地又は住所

受任者 商号又は名称

代表者氏名

使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任事項

(1)

(2)

(3)

(4)

2 委任期間

令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

同 意 書

令和 年 月 日

銚子市長 越 川 信 一 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は、銚子市の担当課の職員が、私が海匝健康保健所の管内で営む事業に係る食品衛生法に基づく監視指導(立入検査)の受検状況及びその結果に係る情報を所管部署に照会し、また、その情報を使用することに同意します。

注意事項

- 1 この同意書は、海匝保健所の管内において食品衛生法に基づく営業許可を必要とする事業を営んでいる個人及び法人の方のみ提出が必要です。

誓 約 書

銚子市が行う公立保育所用物資（以下「物資」という。）購入に係る納入業者としての参加資格審査申請をするにあたり、下記事項に従うことを誓約いたします。

記

1 入札（見積）並びに契約について

- (1) 入札（見積）の場所、日時等指定されたことに従うこと。
- (2) 見本品、食品検査成績書、食品成分表及び原料配合表の提出等の指示に従うこと。

2 物資納入について

- (1) 指示された場所、時刻に納入すること。
- (2) 必要事項を記載した納品書を添付し、担当職員の検収を受けること。
- (3) 発注数量を確実に担保できる数量を納入すること。
- (4) 規格、品質、数量等指示事項に適合しない物資を納入した場合は、速やかに指示した物資と交換すること。
- (5) 不適格品を納入した場合、原因・改善点等を文書で提出すること。
- (6) 著しく損害を与え、又は保育所の運営に支障を生じさせた場合は、これに対する補償措置を講じること。

3 衛生管理について

- (1) 衛生管理及び従業員の健康管理に万全を期すること。
- (2) 腸内細菌検査成績書「腸管出血性大腸菌（O157）等」の写しの提出を求められた場合は、これに応じること。

4 その他

- (1) 入札参加資格審査手続等のため、事業所（工場を含む）の調査（視察）申し入れがあった場合、これに応じること。
- (2) その他保育所運営上の必要な指示に従うとともに、法令又はこの誓約に違反すること等により参加資格の取り消しがあっても、これに伴う損害は一切請求しないこと。

令和 年 月 日

（申請者）

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印